

違法伐採対策に係る行動規範

有限責任中間法人 千葉県木材振興協会

千葉県森林組合連合会

千葉県木材市場協同組合

制 定 平成18年10月16日

平成17年7月に英国において開催されたG8サミットの結果を受け、政府は「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づき、政府調達の対象を合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入し、都道府県や市町村に対しても同様の措置を努力義務として定めている。

これらの結果を踏まえ、有限責任中間法人千葉県木材振興協会、千葉県森林組合連合会並びに千葉県木材市場協同組合（以下、「3団体」という。）は、違法伐採対策に係る行動規範を制定し、ここに公表する。

（違法伐採に対する反対）

1 「3団体」は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

（政府等の取組みへの協力）

2 「3団体」は、我が国政府及び地方公共団体等による違法伐採対策の取組みを全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

(合法性等の証明のための事業者の認定)

- 3 「3団体」は、林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に沿って、「ちばの木認証要領」(案)を定め、千葉県において合法材を取扱う事業者の認定を行い、その供給の促進に努めるものとする。

(合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進)

- 4 「3団体」は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品が広く普及されることとなるよう、理解を求めていくとともに、その供給を促進するための体制整備に努力する。

(他の団体との連携)

- 5 「3団体」は、違法伐採対策の実施に当たって、他の関係団体等との連携を図る。

(情報の公開)

- 6 「3団体」は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。